

2025 年度 英国現代奴隷法に係る声明

株式会社バンダイナムコホールディングス（以下、当社）は、当社グループの事業及びサプライチェーンにおける奴隷労働及び人身取引などの人権侵害を防止するための取り組みについて、2015 年に英国で施行された現代奴隷法第 54 条の定めに基づき、以下の通り公表します。

1. 当社グループの組織の構成、事業の概要及びサプライチェーン

当社グループは、Bandai Namco's Purpose「Fun for All into the Future」のもと、「夢・遊び・感動」でつながる未来を世界中のすべての人とともに創り続けることを目指しています。

2025 年度は、IP（Intellectual Property：キャラクターなどの知的財産）を最適なタイミングで、最適な商品・サービスとして提供することで IP 価値の最大化を図る「IP 軸戦略」を軸に、純粋持株会社である当社（本社：東京都港区）のもと、「トイホビーユニット」「デジタルユニット」「音楽映像ユニット」「アミューズメントユニット」の 4 つのユニットと、各ユニットをサポートする役割をもつ関連事業会社で事業活動を展開しました。各ユニットにおいては、事業統括会社となる会社を中心に国内外における事業戦略の策定・推進を行いました。

各ユニットの主な事業の内容及び事業統括会社は以下の通りです（2026 年 3 月末現在）。

- 「トイホビーユニット」（事業統括会社：株式会社バンダイ）
玩具、カプセルトイ、カード、菓子・食品、アパレル、生活用品、プラモデル、景品、文具などの企画・開発・製造・販売
- 「デジタルユニット」（事業統括会社：株式会社バンダイナムコエンターテインメント）
家庭用ゲーム、ネットワークコンテンツの企画、開発、販売、配信、エンターテインメントコンテンツの制作、販売など
- 「映像音楽ユニット」（事業統括会社：株式会社バンダイナムコフィルムワークス）
アニメーションなどの映像・音楽コンテンツの企画・製作・運用、著作権・版権の管理・運用、アーティストの発掘・育成、ライブエンターテインメント事業
- 「アミューズメントユニット」（事業統括会社：株式会社バンダイナムコエクスペリエンス）
アミューズメント機器の企画・開発・生産・販売・アフターサービス、テーマパークやインドアプレイグラウンドを含むアミューズメント施設の企画・運営など

当社グループは、日本に本社を置く当社と、子会社 91 社及び関連会社 18 社により構成され、世界 23 の国・地域に拠点を置いて事業展開しています（2026 年 3 月末現在）。また、当社及び連結子会社 74 社を対象にした当社グループの連結従業員数は 11,457 名（2026 年 3 月末現在）です。

当社グループの組織体制・事業詳細につきましては、以下ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.bandainamco.co.jp/about/organization.html>（日本語）

<https://www.bandainamco.co.jp/en/index.html>（英語）

トイホビーユニットでサプライヤーが日本、中国、ベトナム、タイ、ラオス、韓国、フィリピン、インドネシア、シンガポール、アメリカ、メキシコに存在しています。アミューズメントユニットでは最終組立工場が日本、中国に存在しています。

現在 EU のサステナビリティ関連法令への対応も視野に、一次サプライヤーを通じて主要事業のバリューチェーンのさらなる把握に努めています。今後は、必要に応じてさらに幅広いステークホルダーと連携することなどを通じて、バンダイナムコグループが社会や環境とどのように関わっているのかを明確にすることで、より実効的な取り組みにつなげていきます。

2. 当社グループの人権方針

労働環境及びサプライチェーン管理に関する方針

当社グループは、従業員をはじめバンダイナムコグループに関わるあらゆる人々が互いを尊重しあい、生き生きと働くことができる職場環境を実現することで、社会と企業の持続的な発展を目指すことを掲げています。また、企業の事業活動が人権にインパクトを与えることを理解し、バンダイナムコグループの事業活動に関わるすべてのステークホルダーの人権を尊重することを、企業としての責任と考えています。

バンダイナムコグループは、Bandai Namco's Purpose「Fun for All into the Future」が示す姿である、エンターテインメントが生み出す心の豊かさで、人と人、人と社会、人と世界がつながる未来を、世界中のすべての人とともに創り続けることを目指し、バンダイナムコグループの事業活動に関わるすべてのステークホルダーの人権を尊重する責任を果たすため、2023 年 11 月に、「バンダイナムコグループ人権方針」を策定し公開しています。

バンダイナムコグループの人権方針につきましては、以下ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.bandainamco.co.jp/sustainability/human-rights/index.html>（日本語）

<https://www.bandainamco.co.jp/en/sustainability/human-rights/index.html>（英語）

また、当社グループは、「夢・遊び・感動」でつながる未来を世界中のすべての人々とともに創り続けるために、2025 年 3 月より「バンダイナムコグループ行動規範」を公開しています。

「バンダイナムコグループ行動規範」は、役員及び従業員一人ひとりのみならず、取引先の皆さまにも遵守いただきたい行動原則を取りまとめたもので、サプライチェーン全体でサステナブル調達に関する課題の解決に取り組んでいくため業務遂行において遵守すべき内容を記載しています。

なお、グループ内のすべての事業会社の社長は、「バンダイナムコグループ行動規範」の遵守に関する誓約書を当社社長宛に提出しています。

また、社内浸透策として、国内外グループの従業員向けに説明会を実施し、強制労働や児童労働、非人道的扱いを禁止した行動規範への理解の浸透を図っています。

取引先の皆さまに「バンダイナムコグループ行動規範」を実践いただくうえでの指針として「バンダイナムコグループ 取引先ガイドライン」も制定・公開しています。

ウェブサイトで文書の開示を行うとともに、サプライヤーカンファレンスなどで説明を行い、当グループの事業及びサプライチェーンにおける強制労働や人身取引などの人権侵害の防止に努めています。

前年度からのアップデートとして、世界中の役員・従業員及びステークホルダー・取引先の皆さまに向けて、8 種類の言語に対応した「バンダイナムコグループ 取引先ガイドライン」を展開しています。当該ガイドラインにおいては、JEITA の「責任ある企業行動ガイドライン」などを参考に、強制労働、奴隷制及び人身売買の禁止を明記しています。

バンダイナムコグループ行動規範・取引先ガイドラインにつきましては、以下ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.bandainamco.co.jp/sustainability/management/supply-chain/index.html>（日本語）

<https://www.bandainamco.co.jp/en/sustainability/management/supply-chain/index.html>（英語）

3. 事業及びサプライチェーンに関するデューディリジェンスの取り組み

組織体制の整備

当社グループでは、当社常勤取締役及び当社の取締役を兼任する各事業統括会社の代表取締役等で構

成され、当社代表取締役社長が議長を務める「グループサステナビリティ委員会」を設置し、人権を含むサステナビリティ課題に関する当社及び当社グループの方針や戦略的な目標を策定・推進しています。

また、当社においてサステナビリティ担当取締役を任命するとともに、グループ全体に関わるサステナブル活動を統括するサステナビリティ推進部を設置し、人権を含むサステナビリティ課題に関する活動の推進を図っています。なお、実践した活動と今後の方針については定期的に当社取締役会にて報告を行い、取締役会で議論のうえ、評価・改善を行っています。

なお、人権については、当社グループ人権方針の責任者に代表取締役社長、同方針の推進担当にサステナビリティ担当役員（チーフ・サステナビリティ・オフィサー、CSO）を置き、同方針に則った人権尊重の取り組みを推進しています。

また、コンプライアンス全般を管理するコンプライアンス担当取締役を当社内に任命しており、グループ内でコンプライアンス違反、あるいはそのおそれがある場合は、当社代表取締役社長を委員長とし、常勤取締役（監査等委員である取締役を含む）ならびに委員長による指名者で構成する「グループコンプライアンス委員会」で直ちにその対応を協議・決定する体制をとっています。なお、海外においては、海外地域統括会社5社を設置し、コンプライアンスの支援を行う体制をとっています。

さらに、コンプライアンス違反への対策のため、当社グループを横断する規約である「バンダイナムコグループ規約」に基づき、グループ各社がそれぞれ社内規程を制定し、内部通報制度を設けて運用しています。内部通報制度により、強制労働、児童労働など人権侵害をはじめとする各種コンプライアンス違反が明らかになった場合、各社のコンプライアンス規程に基づき、事案に応じて適切な対応を行っています。

グループ各社におけるサプライチェーン管理の維持向上の取り組み状況

当社グループは、ユニットごとにサプライチェーンの管理水準の維持向上に取り組んでおり、2025 年度は以下の取り組みを一例として行いました。

トイホビーユニットの事業統括会社である株式会社バンダイ及び主要会社である株式会社 BANDAI SPIRITS では、日本国内向け製品を生産するほぼすべての海外最終梱包工場において、「品質監査」と「CoC（Code of Conduct）監査」を一元化した「Bandai Factory Audit（BFA）」を実施、または SMETA（Sedex Members Ethical Trade Audit）や ICTI（国際玩具産業協議会）等の「第三者 CoC 規格のレポート」において「CoC（Code of Conduct）」の項目を確認しています。「BFA」では、「強制労働」「児童労働」「労働時間」「賃金及び手当」「懲罰」「差別」などの基準の遵守を宣言した「バンダイ COC 宣言」を基本方針とし、独自の「BFA マニュアル」に基づき、監査を行いました。さらに、取引先との情報共有などを行うサプライヤーカンファレンスを開催し、取引先とともに強制労働・現代奴隷の禁止などを含めた法令遵守や労働環境の向上に努めています。

株式会社 BANDAI SPIRITS においては、前述の「BFA」または第三者の認定取得がない工場に対し、独自の「BANDAI SPIRITS Partnership System (BSPPS)」を基準とした監査を実施し、人権に関する要求事項について確認しています。

欧米向け主要製品の生産指導・品質指導を行う、中国の BANDAI (SHENZHEN) CO., LTD.では、主に前述の ICTI が玩具メーカー向けに定めた統一基準で、強制労働や人身売買、児童労働などの禁止を監査項目に含む「ICTI Ethical Supply Chain Program」や、SMETA など第三者機関の認証を取得した欧米向け主要製品の生産工場と取引を行い、これらの工場に対して BFA も実施しています。なお、欧米向け主要製品の生産工場以外については、第三者認証の取得の有無にかかわらず、BFA を実施しています。さらにサプライチェーンにおける人権侵害リスクの防止を目的として直接工場の管理に加え、サプライヤーに対しても人権セミナーの開催などを行い、優れた取り組み事例の共有などを通して、人権意識の向上や改善施策の実施を促進しています。2025 年度までにはサプライヤーと直接対話し、人権ポリシーへの「同意書」にて署名を取得しています。

アミューズメントユニットの事業統括会社である株式会社バンダイナムコエクスペリエンスでは、サプライヤーとの取引開始時に、「強制労働」「児童労働」「労働時間」「賃金及び手当」「懲罰」「差別」「環境保護」の項目に関して違法行為がないことを確認したサプライヤーのみと取引を行うこととしています。また、新規に取引を行う業務用ゲーム製品の組付工場においては、就労環境を含む確認項目についてヒヤリングを行います。また、必要に応じて新規及び既存の取引のある工場の監査を実施することとしています。

2025 年度のサプライチェーンの労働環境の取り組みにつきましては、以下ウェブサイトをご覧ください。

https://www.bandainamco.co.jp/sustainability/materiality/workplace/supply-chain_labor.html

(日本語)

https://www.bandainamco.co.jp/en/sustainability/materiality/workplace/supply-chain_labor.html

(英語)

4. 事業及びサプライチェーンのリスク評価と対策

かねてより当社グループでは人権デューディリジェンスの一環として、当社グループの主要事業及びそのサプライチェーンにおける現代奴隷リスクを含む人権への負の影響について、第三者機関の協力を得て特定・評価のための取り組みを実施してまいりました。

現代奴隷リスクに関するものとしては、児童労働、強制労働、外国人労働者の権利といった人権課題について優先度が高いと分析しています。

今後は、当社グループとしてリスクベースアプローチによる人権デューディリジェンスの取り組みの推進のため、関連するステークホルダーとの対話・協議に基づき、当社グループの事業活動に関係する人権への負の影響を特定、予防、軽減するため人権デューディリジェンスのシステムを構築し、継続的に実施していきます。

トイホビーユニットの事業統括会社である株式会社バンダイ及び主要会社の株式会社 BANDAI SPIRITS では、海外の最終梱包工場にて、前述した「BFA」監査またはそれに準ずる監査を年に 1 回実施しており、さらに株式会社 BANDAI SPIRITS では、監査とは別にリスクのある国、地域の情報を収集し該当エリアの工場へのヒヤリングを実施しています。いずれも監査の結果、現代奴隷・人身売買等に関する問題があるとの報告はありませんでした。

5. 事業またはサプライチェーンにおいて、奴隷及び人身取引が行われないことを確保する方法の有効性

トイホビーユニットの事業統括会社である株式会社バンダイ及び主要会社の株式会社 BANDAI SPIRITS では、前述した「BFA」またはそれに準ずる監査を年に 1 回実施しており、人権侵害が発生しないことを確保し、有効性を保っています。

アミューズメントユニットの事業統括会社である株式会社バンダイナムコエクスペリエンスでは、定期的なサプライヤー監査を実施することで、人権侵害が発生しないことを確保し、有効性を保っています。

6. 事業またはサプライチェーンにおける救済措置

バンダイナムコグループ各社では、それぞれ社内規程を制定し、従業員向け相談窓口として、内部通報制度を整備・運用しています。従業員が法令違反などを発見した場合、上司に相談するか、あるいは内部通報制度（ホットライン）を通じて社外相談窓口、社内相談窓口、監査役等のいずれかに報告することを規定しています。

また当社グループ従業員以外の方々との関係では、取引先の皆さま、サプライチェーン上の労働者の方々、お客さまなど、バンダイナムコグループのサプライチェーンに関係するすべての方々からの通報を受け付ける「コンプライアンスホットライン」を設置しています。

当社グループにおいては、これらの施策を通じて人権救済・是正の取り組みを進めています。

2025 年度の内部通報制度、コンプライアンスホットラインにつきましては、以下ウェブサイトをご覧ください。

内部通報制度：

<https://www.bandainamco.co.jp/sustainability/governance/risk/compliance.html#anchor-internalsystem>（日本語）

<https://www.bandainamco.co.jp/en/sustainability/governance/risk/compliance.html#anchor-internalsystem>（英語）

コンプライアンスホットライン：

<https://www.bandainamco.co.jp/cgi-bin/sustainability/index.cgi/complianceHotline/index>（日本語）

<https://www.bandainamco.co.jp/cgi-bin/sustainability/index.cgi/en/complianceHotline/index>（英語）

7. 研修

「バンダイナムコグループ行動規範」の周知徹底のため、国内外のグループの全役員及び従業員約 14,000 人にグループ内情報共有ウェブサイトにて、行動規範と取引先ガイドラインの掲示や行動規範の内容をわかりやすく解説した動画を公開し、説明を実施しました。このほか、国内外のオフィス拠点においては行動規範を明記した社内掲示用ポスターを掲示するなどの社内浸透を図っています。また、グループ内のすべての事業会社の社長は、「バンダイナムコグループ行動規範」の遵守に関する誓約書を当社社長宛に提出しています。

さらに、2025 年度は、グループの全役員及び従業員約 14,000 人を対象としたコンプライアンスに関する e-Learning を年 5 回実施し、延べ約 67,000 名が受講したほか、新入社員研修をはじめとする各種社内研修等を通じて、コンプライアンス意識の向上を目指しています。

また、アミューズメントユニットの事業統括会社である株式会社バンダイナムコエクスペリエンスでは、青少年の健全な育成のための知識を深め、適正な対応を行うべく、「JAIA 青少年アドバイザー」資格取得を推進しています。アミューズメント施設配属社員の取得率は 99%です。

バンダイナムコホールディングスでは、2026 年 3 月に海外従業員に向けて「バンダイナムコグループ 行動規範・取引先ガイドライン説明会」を実施・録画し、展開しています。

株式会社バンダイでは、サプライヤー向けの研修として品質に関する勉強会を開催しています。また、「BFA」に特化したサプライヤー向けの会議体も開催しており、2025 年度においては、BFA に関する情報を伝達するとともに当社グループにて制定した「バンダイナムコグループ行動規範」「取引先ガイドライン」の説明を行い、行動規範ポスターの配布、説明 VTR の上映、頒布を実施しており、継続的に展開しています。

株式会社 BANDAI SPIRITS では、サプライヤー向けに品質等に関する連絡会を開催しています。また品質等に関する展示会を国内外で開催しています。

中国の BANDAI (SHENZHEN) CO., LTD. では、サプライヤーに向けて「行動規範」「取引先ガイドライン」を展開しています。また、2025 年度までにサプライヤーと直接対話し、人権意識の向上や改善施策の実施を促進する人権セミナーを実施しました。

8. 今後に向けて

今後は当社グループの事業活動に関係する人権への負の影響を特定、予防、軽減するための人権デューデリジェンスの仕組みをグループ内で構築し、リスクベースアプローチに基づき継続的に実施していきます。

9. 取締役会の承認

私、浅古有寿は、「2025 年度 英国現代奴隷法に係る声明」の内容が事実であり、当社取締役会の承認を得たものであることを証明いたします。

2026 年 9 月 30 日

株式会社バンダイナムコホールディングス

代表取締役社長

浅古有寿